

第67回国際原子力機関（IAEA）総会 概要

令和5年10月31日
外務省
不拡散・科学原子力課
国際原子力協力室

9月25日から29日まで、ウィーンにおいて国際原子力機関（IAEA）第67回総会が開催されたところ、概要は以下のとおり。

1 高市早苗内閣府特命担当大臣の一般討論演説

9月25日（総会初日）、我が国政府代表として出席した高市早苗内閣府特命担当大臣が一般討論演説を行った（演説内容は別添参照）。

2 主要な議題

（1）北朝鮮の核問題

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- ・北朝鮮に対して、全ての核兵器及び既存の核計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での放棄並びに全ての関連活動の速やかな停止に向けた具体的措置をとることを強く求める。
- ・全ての加盟国が、関連国連安保理決議に従って、自らの義務を完全に履行することの重要性を強調する。

決議採択後、日米韓3か国は、同決議のコンセンサス採択を歓迎するとともに、北朝鮮に対して、全ての大量破壊兵器、あらゆる射程の弾道ミサイル及び関連する計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向けた具体的な動きをとることを強く求め、IAEA事務局が続ける検証能力及び態勢強化の取組への支持を表明する旨の共同ステートメントを実施した。

（2）保障措置の強化・効率化

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- ・保障措置は、核不拡散のための中核的な要素であり、効果的・効率的な保障措置の必要性、各保障措置協定締結国による協定上の義務の完全な履行の重要性を強調する。
- ・事務局長から理事会に対し、引き続き国レベル・アプローチの適用を通じて得られた知見を適宜報告する。

(3) 中東における IAEA 保障措置の適用

全ての中東域内国に対して NPT への加入及び IAEA 保障措置に関連する国際的な義務の遵守を求めるとともに、全ての関係国に対して域内の非核兵器地帯設立に向けた取組を求めると等々を主な内容とする決議が賛成多数で採択された。

(4) 原子力安全

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- ・原子力発電及び放射線技術の導入を検討している国の増加に伴い、加盟国の取組及び基盤の維持・向上のための IAEA 及び加盟国間の支援を奨励する。
- ・原子力安全関連条約の締結及びその義務の履行を加盟国に要請する。
- ・小型モジュール炉、第 4 世代炉等の先進炉に関する原子力安全の観点からの継続的な検討を IAEA に要請する。
- ・原子力事故時に適切に情報共有し、原子力発電及び放射線技術を扱う事業者・関係当局・公衆・国際社会における透明性を向上させる。
- ・原子力施設に対する攻撃に関し、原子力安全及び核セキュリティ、物理的防護の重要性を認識し強調する。

(5) 核セキュリティ

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- ・国際社会の核セキュリティ強化における IAEA の中心的な役割を確認する。
- ・サイバー攻撃に対する効果的対策を奨励する。
- ・新たな技術に係る課題への対応や人材育成の重要性、ウクライナの原子力施設への軍事行為への懸念等を確認する。

(6) 原子力科学・応用活動強化等

原子力技術の応用に関し、保健・医療、水資源管理、サイバースドルフ原子力応用研究所の改修事業等にかかる IAEA の活動等についての決議がコンセンサスで採択された。

(7) 原子力エネルギー

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- ・原子力エネルギーの平和的利用に向けた IAEA の役割を確認する。
- ・原子力発電所の運転及び IAEA の活動が、持続可能な開発目標 (SDGs) 達成やカーボンニュートラルの前進に向けて重要である。
- ・小型モジュール炉を含む先進的な原子力技術に関する国際的な情報交換を促進するよう IAEA に要請する。
- ・原子力発電所の経年劣化管理に関する支援を IAEA に要請する。
- ・原子力に関する知識管理にかかる対応を IAEA に要請する。

- ・原子力分野での女性の活躍推進に向けたマリー・キュリー奨学金プログラムやリーゼ・マイトナープログラムの実施が着実に進展している。

(8) 技術協力活動強化

以下を主な内容とする決議がコンセンサスで採択された。

- ・技術協力活動の支援、強化に向けた加盟国の共同の責任、原子力の平和的利用の促進に向けた技術協力活動の重要性やこれら活動を通じたSDGsの達成等へ期待する。
- ・IAEAに対し、効率的・効果的な事業の実施、資源動員の強化、加盟国やその他関連するパートナーとの協力の強化等を求める。

(9) ウクライナにおける原子力安全、核セキュリティ及び保障措置

以下を主な内容とする決議が賛成多数で採択された。

- ・ウクライナの原子力施設に対する全ての行為を直ちに停止するよう求める過去のIAEA理事会決議にロシアが留意していないことに懸念を表明する。
- ・特にザポリヅジャ原発からの公式に認められていない軍事的要員等の即時撤退及びウクライナ当局の管理下へ同原発を迅速に回帰することを呼びかける。
- ・IAEA事務局長による7つの柱及び5つの原則を含むウクライナにおけるIAEAの原子力安全等確保の取組を評価・支持する。

3 日本政府代表及び在ウィーン国際機関日本政府代表部大使主催レセプション

福島食や観光を含む日本の魅力及びALPS処理水の安全性をPRするレセプションを開催した。レセプションでは、各国代表団や国際機関関係者等150人以上が参加し、高市早苗内閣府特命担当大臣、酒井庸行経済産業省副大臣、引原毅在ウィーン国際機関日本政府常駐代表から挨拶を行った。

会場では、福島県産の米を使用した寿司、福島県産の日本酒を振舞った他、福島県の協賛で赤べこのキーホルダーや関連リーフレットを配布した。

(了)

第67回国際原子力機関（IAEA）総会
一般討論演説

【冒頭発言】

議長、事務局長、御列席の皆様、

日本は、厳しい国際環境の中、原子力を巡る国際社会の重要課題に迅速かつ適切に対応するグロッシェ事務局長のリーダーシップを高く評価し、IAEAの活動を強く支持します。

【核不拡散体制の維持・強化】

日本は、核兵器の不拡散と原子力の平和的利用の推進を重要視しています。本年5月、日本は議長国としてG7広島サミットを開催し、地域の不拡散課題への対処、原子力技術の応用及び民生用プルトニウム管理の透明性の維持等に関する日本のコミットメントを強調しました。我が国は、本分野において重要な役割を担うIAEAと協力し、国際的な不拡散体制の維持・強化及び原子力の平和利用の促進に引き続き取り組みます。

【核不拡散、北朝鮮の核問題、イラン核合意】

議長、

IAEAの保障措置は核不拡散の中核的手段であり、その更なる強化・効率化に向けたIAEAの取組を強く支持します。この観点から、包括的保障措置協定（CSA）、追加議定書（AP）及び改訂少量議定書（SQP）の普遍化を強く支持します。

国際社会は地域の不拡散問題の解決のため、引き続き協働すべきです。

何よりもまず、北朝鮮の核・ミサイル開発は、国際的な不拡散体制に対する重大な挑戦であり、断固として容認できません。日本は、北朝鮮に対して、全ての大量破壊兵器、あらゆる射程の弾道ミサイル及び関連する計画の完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な廃棄に向けた具体的な動きをとることを強く求めます。また、全ての国が関連する国連安全保障理事会決議を完全に履行する重要性を強調します。北朝鮮の非核化を実現する上で確固たる検証は不可欠です。IAEA事務局が続ける検証能力及び態勢強化の取組を高く評価します。

また、イランの核関連活動に関し、日本は、国際的な不拡散体制の観点からイラン核合意を支持しております。日本は、全ての関係国によるイラン核合意遵守への復帰を達成するための外交努力を継続します。また、イランに対し、未解決の保障措置問題の解決に向けて、過去の関連理事会決議及び2023年3月の共同声明の実施を含め、IAEAと完全かつ無条件に協力することを求めます。

【ウクライナの原子力施設】

日本は、引き続きウクライナの原子力施設の状況に重大な懸念を抱いています。ウクライナの原子力施設又はその付近でのロシアの軍事活動は決して許されるものではありません。日本は、ロシアの行為を最も強い言葉で非難します。

日本は、ウクライナの全ての原発サイトにおける IAEA 専門家の常駐、事務局長による原子力安全及び核セキュリティ確保に関する7つの柱、ザポリッジャ原発に関する5つの原則等を含め、ウクライナの原子力安全等確保のための IAEA による継続的な取組を高く評価します。この観点から、日本は IAEA による取組を支援するため、これまでに約1200万ユーロの拠出を実施しています。引き続き積極的に貢献していく所存です。

【原子力の平和的利用】

議長、

原子力の平和的利用は、気候変動等の地球規模課題への対応及びSDGs達成に貢献するものとして益々重要になっています。特に、ゼロ・エミッション社会の実現に貢献する観点から、日本は IAEA の COP28 への参画を支持します。また、食料安全保障に係る IAEA の新たなイニシアティブ“Atoms4Food”を歓迎します。

我が国は、人畜共通感染症、海洋プラスチック汚染、ガン対策等の分野における重要な事務局長イニシアティブを含め、IAEA による原子力の平和的利用の促進に係る活動を技術協力基金やPUIを通じた拠出等により支援しています。

【東京電力福島第一原子力発電所の廃炉（ALPS処理水の海洋放出開始）】

原子力の平和的利用は、最高水準の原子力安全、核セキュリティ及び不拡散を確保しつつ行われるべきものです。

この観点から、日本は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉と敷地外の環境修復活動を、原子力分野において人・環境への影響に関する国際的な安全基準を作成する独自の権限を持つ IAEA の協力のもと、着実に進めてきました。そして、本年7月、2年にわたるALPS処理水の安全性に関する IAEA のレビュー結果として IAEA 包括報告書が発出され、日本のALPS処理水の海洋放出に対する取組は、関連する国際安全基準に合致しており、人及び環境に対する放射線影響は無視できるものであることが結論として示されました。これに加えて、日本政府は、海洋放出を実施する前から、科学的根拠に基づき高い透明性をもってALPS処理水の海洋放出について国際社会に対して丁寧に説明しており、その結果、幅広い地域が日本の取組を理解し支持しています。

8月に、日本は、安全性に万全を期した上でALPS処理水の放出を開始いたしました。放出を開始して以降、IAEAはモニタリング結果を透明性高く迅速に確認・公表しています。放出開始から1か月経過しましたが、計画通りの放出が安全に行われていることを確認しています。独立、客観的かつ透明性のある方法で実施されているグロッシー事務局長及び

I A E A のプロフェッショナルな取組みに対し、感謝と敬意を表します。

更に、9月18日には、I A E A との間で、福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出に関するI A E A による確認・評価活動に関する協力覚書に署名いたしました。本覚書は、I A E A によるレビュー及びモニタリングへの関与の継続等I A E A との連携を再確認するものであり、ALPS処理水の海洋放出について国際社会の安心を一層高めるものとなります。

日本として、国内外に対して科学的かつ透明性の高い説明を続けるとともに、人や環境に悪影響を及ぼすことがないように、I A E A の継続的な関与の下、「最後の一滴」の海洋放出が終わるまで安全性を確保し続けます。

先ほど、中国からは科学的根拠に基づかない発言がありました。我が国の立場は今述べたとおりであり、繰り返すことはしません。I A E A に加盟しながら事実に基づかない発信や突出した輸入規制をとっているのは中国のみです。日本としては引き続き、科学的根拠に基づく行動や正確な情報発信を中国に対して求めていきます。

【原子力安全】

原子力安全の分野においても、国際社会との連携を引き続き重視しています。

日本は、I A E A 安全基準委員会において、委員として参画しており、日本国内における原子力・放射線の安全に係る経験や知見を共有することにより、原子力規制の改善に取り組んでいきます。また、本年3月に開催された原子力安全条約第8回及び第9回合同検討会合のレビュープロセスに参加し、原子力安全に貢献しました。今後も、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約会合のレビュープロセスを通じ、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全に貢献してまいります。

さらに、日本は、福島I A E A 緊急時対応能力研修センター(CBC)の活動を支援し、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえた国際的な原子力安全の強化にも貢献しています。同時に、原発導入国の基盤整備や原子力人材育成等の支援に取り組んでいきます。

【核セキュリティ】

核セキュリティは、国際社会が取り組むべき重要な課題の一つです。

日本は、東京大学研究炉「弥生」、京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)の高濃縮ウラン燃料の撤去を完遂するなど、国際社会の脅威となり得る核物質の最小化に積極的に取り組んでいます。昨年9月には、我が国で高濃縮ウラン燃料を有する最後の大学研究炉である近畿大学原子炉の高濃縮ウラン燃料撤去及び低濃縮化を実施することを決定し、その準備を進めています。

日本は、更なる核セキュリティ対策の強化のため、2024年夏に新たなIPPASを受

け入れることを表明しました。日本は、IAEA核セキュリティガイダンス委員会において、委員として参画しており、日本国内における核セキュリティに係る経験や知見を共有することにより、核セキュリティ対策の強化に取り組んでいきます。

日本は、国際的な核セキュリティ強化のために、IAEAと連携し、核セキュリティ分野の「IAEA協働センター」である日本原子力研究開発機構（JAEA）の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）を通じた地域の人材育成等を、より効果的なトレーニングの実施等により、引き続き貢献していきます。

核セキュリティの確保は一国のみでは達成できません。このため、改正核物質防護条約（CPPNM and its Amendment）及び核テロ防止条約（ICSANT）のような法的枠組みの役割が重要です。これらの条約の普遍化に向けても引き続き取り組んでいく考えです。

【日本の原子力政策】

（日本のエネルギー政策総論）

日本は、本年2月に原子力委員会において、政府としての長期的な原子力利用に関する方向性を示す羅針盤となる「原子力利用に関する基本的考え方」を改定しました。この「基本的考え方」では、原子力をエネルギー安全保障やカーボンニュートラルの観点からも原子力エネルギーの活用は我が国にとって重要としており、安全性の確保が大前提という方針の下、安定的な原子力エネルギー利用を図るとし、原子力発電所の長期運転や既存原発の再稼働の必要性について言及しました。また、エネルギー利用のみならず医療用など非エネルギー利用における原子力の活用についても重要としています。

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、いかなる事情よりも安全性を最優先に、原子力を持続的に活用し、脱炭素社会の実現とエネルギー安定供給の両立につなげていくことが必要です。

日本では、クリーンエネルギー中心の経済・社会、産業構造へ転換しつつ、排出削減を経済の成長・発展につなげるGX（グリーン・トランスフォーメーション）の実現に向けた基本方針を策定しました。この方針のもと、2030年のエネルギーミックスにおける原子力比率20～22%の実現のため、引き続き安全最優先で再稼働を進めていきます。また、既設炉を可能な限り活用するため、厳格な安全審査が行われることを前提として、運転期間の延長を認める法律の改正を実施しました。加えて新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組むとともに、同志国との国際連携を通じた研究開発の推進、強靱なサプライチェーン構築を進めていきます。

（研究開発分野）

日本はRCA（原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定）の設立50周年を歓迎します。過去約50年、RCA締約国間の協力は原子力科学技術の平和的利用を促進し、アジア太平洋地域の人々に社会経済的便益をもたらしてきました。日本は、

RCAの主要メンバーとして、1978年の加盟以来、RCAの活動に財政的・人的コミットを行ってきました。今後も他の締約国と協力し、RCAのプロジェクトでの協力を進める所存です。

高速炉については、「戦略ロードマップ」に基づき我が国での実証炉開発プロジェクトがスタートしました。これまで培われてきた民間の創意工夫や知恵はもちろんのこと、フランスや米国との協力も活用してプロジェクトを推進していきます。高温ガス炉についても実証炉開発プロジェクトに着手しています。高温ガス炉の特長を引き出すうえで水素の製造は重要です。試験研究炉HTTRを活用しながら水素製造に係る要素技術の確立を並行して進めてまいります。また、小型モジュール炉については、2020年代末の運転開始を目指す海外の実証プロジェクトと連携し、日本企業としても高い設計・製造能力をもって参画に向けた取組を進めているところです。さらに、我が国においては次世代のエネルギーとして期待されるフュージョンエネルギーの実現に向けて、今年4月に、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略を策定し、フュージョンインダストリーの育成戦略とフュージョンテクノロジーの開発戦略を推進しています。フュージョンエネルギーについては、国際協力の象徴であり、日本は、国際熱核融合実験炉（ITER）計画や幅広いアプローチ（BA）活動、多様な学術研究を通じた核融合研究開発の重要性を改めて強調します。特に、BA活動におけるトカマク装置JT-60SAでは、今秋にファーストプラズマを達成する見込みです。

日本では、昨年策定した国産ラジオアイソトープによる核医学治療の患者への提供などを目標にしたアクションプランに基づき、医療用ラジオアイソトープの国産化を推進しています。モリブデン-99/テクネチウム-99mの安定供給や、アクチニウム-225の製造のための研究開発強化、アスタチン-211実用化に向けた取組の強化などを通じて、最先端の原子力科学技術により医療体制を充実し、国民の福祉向上に貢献することを目指します。

（プルトニウム管理）

日本は、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持します。その原則に基づき、原子力委員会は、2018年に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」を策定し、プルトニウムの保有量を減少させる方針を明らかにしています。

日本の保有するプルトニウムを含む全ての核物質は、IAEAの厳格な保障措置の下、IAEAにより平和的活動にあるとの結論が出されており、不拡散上の問題はありません。

日本は、プルサーマルの着実な実施、保有するプルトニウムの利用及び管理の透明性を高め、厳格な保障措置を徹底し、核不拡散と原子力の平和的利用の責務を果たしていきます。

（バックエンド（放射性廃棄物最終処分、廃止措置））

日本は、原子力利用国の共通課題である放射性廃棄物の最終処分に関する国際連携を強化

していきます。

主要原子力利用国や I A E A の参加の下開催した最終処分国際ラウンドテーブルにおける議論を踏まえ、日本は今後も研究協力に関するワークショップの開催や国際共同研究、各国の進捗のフォローアップなど、更なる国際協力に向けて取り組んでいきます。

（補完的補償条約）

原子力の平和的利用においては、原子力損害への国際的賠償制度の構築も重要な課題です。本年6月に、我が国は、「原子力損害の補完的な補償に関する条約（C S C）第3回締約国等会合」をホストし、日本の代表が同会合の議長を務めました。同会合では、C S C が、国際条約として更に実効力を高めるための有意義な議論が行われました。C S C 条約加盟国の拡大は、パリ条約やウィーン条約と合わせて、被害者の迅速かつ公平な救済をもたらす国際的賠償制度の構築に資するものと考えます。

【ジェンダー平等】

ジェンダー平等の実現は、原子力の平和的利用と核不拡散分野の裾野を広げます。日本は、立ち上げの段階からマリー・キュリー奨学金事業に協力しています。当該事業を含むジェンダー平等を達成するための I A E A の継続的な努力を歓迎します。

【結語】

最後に、I A E A への最大限の支援の継続を改めて表明し、結びとさせていただきます。（了）